

がん患者のアピアランスケア支援事業助成金のご案内

愛荘町では、がん患者の皆さまの社会参加を応援し、療養生活の質がよりよいものになるよう、ウィッグ(かつら)や帽子の購入経費の一部を助成する事業を行っています。

助成を受けることができる方

- 助成の対象となる方は、次の項目すべてに該当する方です。
- 購入日および申請日時点で、愛荘町に住民票がある方
 - 抗がん剤治療等の副作用による脱毛症状に対処するために、ウィッグや帽子を購入した方で、現にがん治療を受けている方または過去にがん治療を受けていた方

助成対象用具

助成の対象となるのは、購入日から1年以内に申請した、以下の品目購入費用です。

- ウィッグ(かつら)
- ウィッグ装着のためのネット
- 帽子 *手作りの材料費は対象外

助成金額

10,000円
(購入額が1万円に満たない場合は、実際に購入した金額。千円未満切捨)
申請は助成対象者1人につき、1回限りです。

申請方法

申請書に必要事項を記入して、領収書等のコピー、治療を証明する書類のコピーを添えて、申請してください。

<申請に必要な書類>

- 愛荘町がん患者のアピアランスケア支援事業助成金交付申請書(ホームページからダウンロード可)
 - ウィッグ等を購入したことがわかる領収書等のコピー
 - 治療を証明する書類のコピー(診療証明書、入院診療計画書、お薬手帳等)
- *抗がん剤名称が記載されているなど、がん治療を受けていることが確認できるもの。

申請期限: 助成対象用具の購入日の翌日より1年以内

愛荘町骨髄移植等ドナー支援事業について

日本で非血縁者間の骨髄移植等を必要としている患者さんは、毎年少なくとも2,000人を超えます。

日本のドナー登録者は50万人を超えていますが、ドナー候補者として選ばれても、入院に対する精神的・身体的な負担や、仕事を休むことへの抵抗感や経済的不安などがあり、移植に至らないことが多くなっています。

愛荘町では、骨髄等ドナー登録をしている(非血縁者の)方が、実際に骨髄等を提供するための通院または入院費用の一部を助成する事業を行っています。また、ドナーの方が勤務している事業所等に対する助成金の交付も行っています。

助成対象者

<ドナー対象者>

- 骨髄等の提供を行った日に、愛荘町に住民票がある方
- 公益財団法人日本骨髄バンク(以下「バンク」という。)が実施する骨髄バンク事業において、骨髄等の提供が完了し、これを証明する書類の交付を受けた方

<事業所対象>

- 助成対象ドナーが就業する国内の事業所

申請期限: 骨髄等の提供が完了してから90日以内

申請方法やご不明な点は健康推進課までお問い合わせください。

助成金額

<ドナー対象者>

- 骨髄等の提供のための入院通院および面談日数1日2万円(1回の骨髄等の提供につき14万円まで)

<事業所対象>

- 助成対象ドナーが骨髄等の提供のため通院等をした日数のうち骨髄ドナー休暇を付与した日数1日1万円(1人につき通算7日(7万円)まで)

健康推進課(愛知川庁舎) ☎0749-42-4887

民児協だより 第13号

愛荘町民生委員児童委員協議会
問 民児協事務局: 福祉課内(愛知川庁舎)
☎0749-42-7691

今回は民生委員の役割や活動を紹介します。

■地域の身近な相談相手『民生委員・児童委員』をご存じですか?

「民生委員」は、社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談に応じ、必要な援助を行う仕事をしています。また、全ての民生委員は「児童委員」も兼ねており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、見守り等の活動を行っています。

子育てや介護の悩みを抱える人、障がいのある人や高齢者などが孤立したり、必要な支援が受けられないといったことがないよう、民生委員・児童委員が地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政、社会福祉協議会や各専門機関をつなぐパイプ役を務めています。

町では現在56人の民生委員・児童委員と、4名(各小学校区)の主任児童委員が活動しており、地域で皆さんからの相談を随時お受けするほか、愛の郷、いきいきセンターを会場に「心配ごと相談」を実施しています。日ごろの生活で不安なこと、悩みごとなどがありましたら、気軽に相談ください。



その他、毎月10日、25日に小学生の通学路等であいさつ運動や各地域での高齢者世帯等の見守り訪問活動なども行っています。

また、民生委員・児童委員で組織する民生委員児童委員協議会は、毎月第2木曜日に定例会を開催し、全体での会議、意見交換や研修会の他、各部会(児童、高齢者、障がい者)に分かれて活動等を行っています。

誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、様々な活動をしている「民生委員・児童委員」についてぜひ知っていただき、活動へのご理解とご協力をお願いします。

■令和4年度は委員の一斉改選が行われます

現在の民生委員・児童委員および主任児童委員の任期は、令和4年11月30日までとなっています。

これに伴い、令和4年度には民生委員の一斉改選が行われます。各地域から候補者を推薦いただき、新たな民生委員・児童委員が委嘱されます。

12月以降の新しい民生委員・児童委員については、委嘱後に改めてお知らせします。

